

「クレーン等安全規則」解説

(平成11年10月1日実施)

〔3トン以上〕

労働基準監督署への手続きについて

目 次

	頁
■ 規則の適用	1
■ 手続きのしかた	3
1 製造許可申請	5
2 設置届申請	6
3 落成検査申請	7
4 検査証の書換え・再交付	8
5.6 クレーン設備の変更及び変更検査	9
7 クレーン設備の継続	10
■ クレーン設備の使用休止・廃止	11
■ 簡易リフトについて	11
■ 事業者に対する規制	12
■ 定期点検について	14
■ 申請書の記入要領	16

〔規則の適用〕

3トン以上のキトー電気チェーンブロックを次のようにお使いになる場合には、「クレーン等安全規則」の適用を受けますから、本書をご参照の上、所轄の労働基準監督署長又は労働基準局長に必要な手続きを行ってください。

適用を受ける設備の内容

設 備 の 内 容	キ ト ー 品
荷を電動で上げ下げし、手動又は電動で走行する設備	電気トロリ付 電気チェーンブロック 又は ユニバーサルトロリ付電気チェーンブロック

適用を受ける設備の名称

設 備 の 名 称		適用外	設置報告が必要	製造許可 設置届が必要
ク レ ー ン	普通型天井クレーン	0.5トン未満	0.5トン以上3トン未満	3トン以上
	ジブクレーン	〃	〃	〃
	テルハ(モノレール)	〃	〃	〃
移動式クレーン		〃	〃	〃
簡易リフト		0.25トン 未 満	0.25トン以上	〃

【注】・移動式クレーン

荷を動力で上げ下げ、及び水平に運搬する設備で、レール上を走らずに、陸上を移動する方式のもの。

・簡易リフト

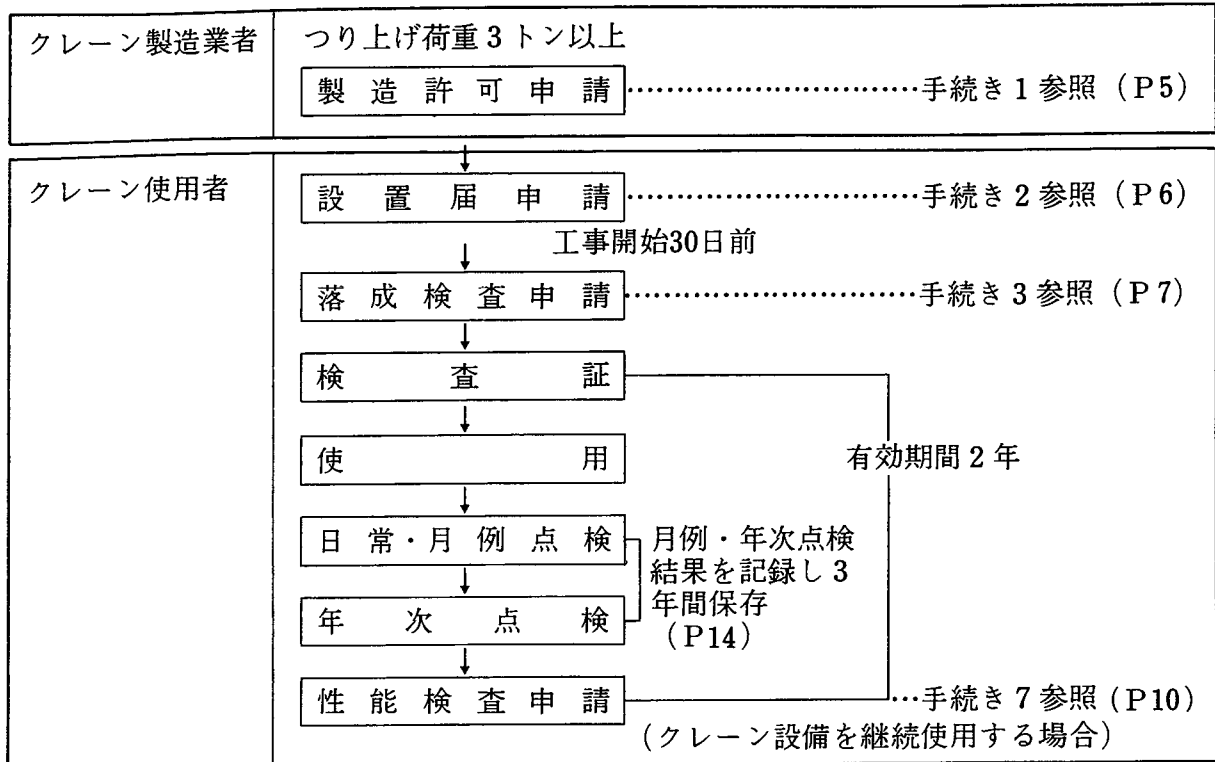
荷をガイドレールに沿って昇降する運搬器にのせて、動力で運搬する設備で建設用リフト以外のもの。(人を乗せてはいけない)

適用を受けない設備

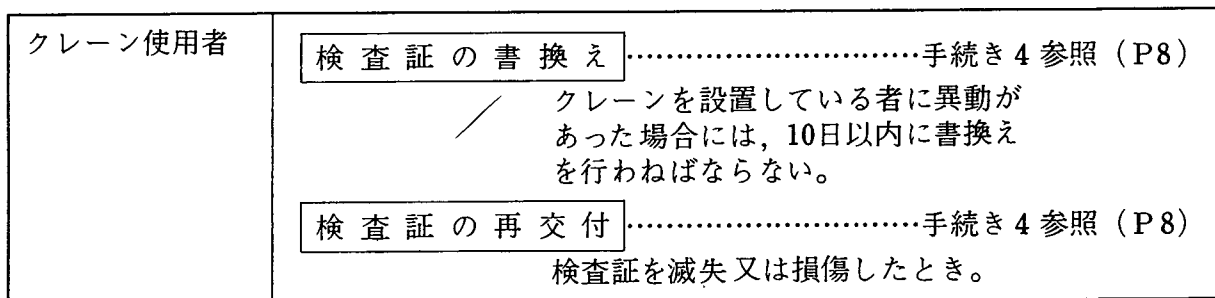
設備の内容	キット品
荷を電動で上げ下げだけする設備	キット電気チェーンブロック 単体
荷を手動で上げ下げし、手動又は、電動で走行する設備	電気トロリ付キットマイティ 又は ユニバーサルトロリ付キットマイティ

〔手続きのしかた〕

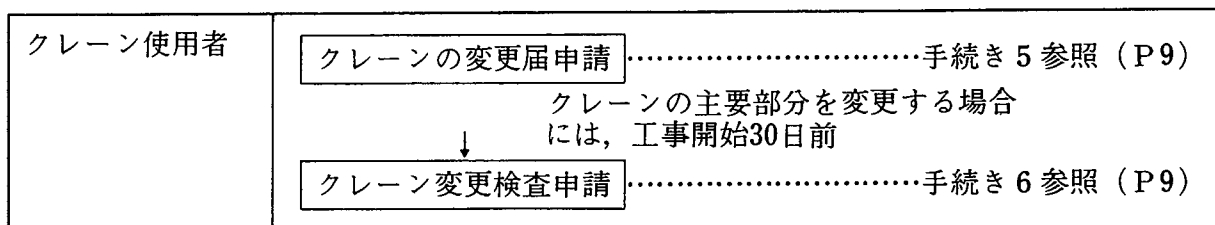
クレーンを新設する場合



検査証を書換え・再交付する場合



クレーン設備を変更する場合



クレーンの使用休止・使用廃止

クレーン使用者	使 用 休 止 (P11) 休止期間中に検査証の有効期間が切れる場合には、有効期間中に報告しなければならない。
	使 用 廃 止 (P11) クレーンの使用を廃止したとき、又は荷重を3トン未満に変更したときは、遅滞なくクレーン検査証を所轄労働基準監督長に返還しなければならない。

クレーン運転者及び玉掛作業者の資格

項目		クレーンの容量			
		0.5 t 未満	0.5 t 以上1 t 未満	1 t 以上5 t 未満	5 t 以上
クレーン運転者の資格	機上運転式クレーン 無線操作式クレーン	適 用 除 外	クレーン運転の業務に係る特別の教育 (クレーン則第21条)		クレーン運転士免許 (クレーン則第22条)
	床上運転式クレーン				床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許 (クレーン則第24条)
	床上操作式クレーン				床上操作式クレーン技能講習 (クレーン則第22条)
玉掛作業者の資格			玉掛の業務に係る特別の教育 (P13)	玉掛技能講習 (P13)	

定期点検及び性能検査

性能検査及び定期点検	適用除外	定期点検 (P14)	性能検査 (P10)

手続きに必要な書類として、

クレーン設置届
クレーン明細書
落成検査申請書 } 各1部を添付してあります。

その他必要な書類は「2. 設置届申請」の項を参照し、添付「申込み用紙」でご要求ください。

なお、監督署からキット一品についての資料を要求された場合には、その都度、最寄りのキットーにお申し付けください。

1. 製造許可申請

内 容	クレーン 則	提 出 書 類	法 令 様 式	部 数	提 出 先
キトー電気チェーンブ ロックを利用して、3トン以 上のクレーンを製造する 場合には（自家・外注製 造とも）、クレーンメーカ ーとキトーとの共同申請 が必要です。	第3条	・クレーン製造許可 申請書	第1号	3 (正・副・控)	所轄の労 働基準局長
		・クレーン組立図		〃	
		・強度計算基準書		〃	
		・キトー電気チェー ンブロック図面		〃	
		・クレーンメーカ ー経歴書		〃	
		・製造及び設計責 任者経歴書		〃	
		・検査設備一覧表		〃	
		・電気チェーンブ ロックのブレー キの説明書		〃	
		・ロードチェーン 試験成績表		〃	
		・フックの組立図 及び強さ試験成 績表		〃	
・過巻防止装置説明 書	〃				

【注】 (1) 移動式クレーンの場合は、クレーン則第53条をご参照ください。

(2) 簡易リフトの場合には、この手続きは必要ありません。

2. 設置届申請

規 則	提 出 書 類	法 令 様 式	部 数	提 出 先
第5条	※ ○クレーン設置届	第2号	3 (正・副・控)	所轄労働基準 監督署長
	○クレーン製造許可書(写)		〃	
	※ ○クレーン明細書	第3号	〃	
	△○キトー電気チェーンブロック図面		〃	
	△○過巻防止装置説明書		〃	
	△○電気チェーンブロックのブレーキの 説明書		〃	
	△○ロードチェーンの試験成績表		〃	
	△○フックの組立図及び強さ試験成績表		〃	
	○クレーンの組立図		〃	
	○クレーンの構造部分の強度計算書		〃	
	・すえつけ箇所の周囲の状況		〃	
	・基礎の概要		〃	
・走行クレーンにあっては、走行する 範囲	〃			

- 【注】 (1) ※印の用紙は、本書に添付してあります。
- (2) 3 t, 4.8 t, 5 t の標準的な仕様の電気チェーンブロックについては△印の図面・資料を別途添付してありますのでご利用下さい。
- (3) キトーで製作をお引受けした天井クレーン・ジブクレーン・テルハ(モノレール)については、○印の書類を作成して、お送りいたします。
- (4) 移動式クレーンの場合は、クレーン則第61条をご参照ください。

3. 落成検査申請（設置届を受けてからの受検手続き）

クレーン則	提出書類	法 令 様 式	部 数	提出先
第6条	※クレーン落成検査申請書	第4号	3 (正・副・控)	所轄労働基準 監督署長

【注】 ※印の用紙は、本書に添付してあります。

検査要領

(1) クレーンの各部分の構造及び機能についての点検

(2) 荷重試験（1.25倍の荷重）

クレーンに定格荷重の1.25倍に相当する荷重の荷をつってつり上げ、走行、旋回、トロリの横行などの作動を定格速度にて行うほか、定格荷重におけるたわみの測定を行う。

(3) 安定度試験（1.27倍の荷重）

転倒するおそれのあるクレーンについては、定格荷重の1.27倍に相当する荷重の荷をつって、そのクレーンの安定について、もっとも不利な条件で「地切り」（荷を地上又は床上から数センチメートルつり上げた状態）することによって行う。

この場合、逸走防止装置・レールクランプなどの装置は使用しない。

(4) 天井クレーンのクレーンガーダは、定格荷重に相当する荷重の荷をクレーンガーダのたわみに関し最も不利となる位置でつり上げてたわみの測定を行う。

たわみ値＝スパン×1/800 以内（クレーン則第17条、クレーン構造規格第14条）

【注】 上記、荷重試験用の荷及び玉掛用具は、検査日までにご準備ください。

4. 検査証の書換え・再交付

落成検査に合格したものについては、クレーン検査証が交付されます。

この検査証の有効期限は、普通2年ですが、場合によっては2年未満となることがあります。

内 容	クレーン 則	提 出 書 類	法 令 様 式	部 数	提 出 先
検査証の再交付 (検査証を滅失又は損傷したときは、再交付を受けることができます。)	第9条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> クレーン検査証再交付申請書 滅失の理由書 損傷した場合は、そのクレーンのクレーン検査証 	第8号	3 (正・副・控) 1	所轄労働基準監督署長
検査証の書換え (クレーンを設置している者に異動があった場合には、10日以内に書換えを行わなければなりません。)	第9条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> クレーン検査証書替申請書 クレーン検査証本紙 	第8号	3 (正・副・控) 1	所轄労働基準監督署長

5. クレーンの変更届申請

内 容	クレーン 則	提 出 書 類	法令 様式	部 数	提 出 先
次の部分を変更する場合 ・クレーンガーダ、ジブ、 脚、塔その他の構造部 分 ・原動機 ・ブレーキ ・つり上げ機構 ・つりチェーン又はワイ ヤロープ ・フック・グラブバケッ トなどのつり具	第44条	・クレーン変更届 ・クレーン検査証 ・変更しようとする 部分の図面	第12号	3 (正・副・控) 1 3 (正・副・控)	所轄労働基 準監督署長

既に設置されているクレーンについて次のように、その仕様の一部を変更した場合は上記変更手続が必要です。

- (1) 巻上機を買いかえたため、(a)メーカーが変わったので性能・諸元が変わった(b)同じメーカー品だが新製品の為形式が変わった。
- (2) 走行、横行関係の変更で(a)手動トロリを電気トロリにした。(b)電気トロリのスピードを変えた。(c)クレーン走行スピードを変えた。
- (3) クレーンガーダ、ジブ本体の構造を変更した。

なお、このたびの購入が(1)の場合で3 t、4.8 t、5 tの標準的な機種については、別途添付してあります「設置届用書類」の図面・資料がご利用頂けます。

6. クレーン変更検査申請（変更届を受けてからの受検手続き）

クレーン 則	提 出 書 類	法 令 様 式	部 数	提 出 先
第45条 第3項	クレーン変更検査申請書	第13号	3 (正・副・控)	所轄労働基 準監督署長

7. 性能検査申請

内 容	クレーン 則	提出書類	法 令 様式	部 数	提出先
クレーンを継続使用する 場合 (検査証の有効期限は、普 通2年、場合によっては 2年未満となることがあ ります。この有効期限内 に性能検査を受けなけれ ばなりません。)	第40条 第41条 第42条 第43条	・クレーン性能検査 申請書	第11号	3 (正・副・控)	所轄労働基 準監督署長

検査要領

落成検査と同じ要領で検査が行われます。

【注】 キトーでは、性能検査前の点検や手入れを実費で実施いたしております。ご希望の方は、事前にご用命ください。

〔クレーンの使用休止・使用廃止〕

使 用 休 止

クレーンを設置している者がクレーンの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間が、クレーン検査証の有効期間を経過した後にわたるときは、当該クレーン検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。(クレーン則第48条)

使 用 廃 止

クレーンを設置しているものが、そのクレーンの使用を廃止したとき、又は、荷重を3トン未満に変更したときは、遅滞なく、検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければなりません。(クレーン則第52条)

〔簡易リフトについて〕

電気チェーンブロックを「簡易リフト」にご使用される場合には、積載荷重0.25 t以上は設置報告が必要となります。詳しくは最寄りの弊社営業所にご相談ください。(設置報告様式第29号)

「簡易リフト」：搬器が動力によりガイドレールに沿って昇降する設備で、搬器の床面積が1 m²以下またはその天井の高さが1.2 m以下のものをいい、荷のみを運搬することを目的とするもの。

〔事業者に対する規制〕

事業者は、下記のクレーンの運転の業務域は玉掛けの業務には、有資格者を就かせねばなりません。また、ジブクレーンについては、過負荷を防止する装置の設置が義務づけられております。

クレーンの運転の業務に係る特別の教育について

つり上げ荷重が5トン未満のクレーンにおける運転の業務にたずさわる者は、クレーンの運転に係る特別の教育を受けた者でなければなりません。

なお、特別教育の科目としては、次の通り。

1. クレーンに関する知識
2. 原動機及び電気に関する知識
3. クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
4. 関係法令
5. クレーンの運転
6. クレーンの運転のための合図

(クレーン則第21条)

床上操作式クレーン運転講習について

床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンでつり上げ荷重が5トン以上のものについては、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者でなければならぬ。

(クレーン則第22条)

クレーン運転士免許について

5トン以上のクレーンにキット一品を遠隔操作方式で使用する場合には、原則としてクレーン運転士免許が必要です。

ただし、運転する者が床上で荷の移動とともに、移動する方式のクレーンの場合には、その必要はありませんが、床上操作式クレーン運転技能講習が必要です。

(クレーン則21条、第22条及び第223条～第228条)

床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許について

ガーダと平行にメッセンジャーワイヤを取り付けこれに押しボタンスイッチの付いたペンダントスイッチをつり下げた方式のもの（メッセンジャー方式）、ガーダの一端に押しボタンスイッチの付いたペンダントスイッチをつり下げた方式のもの（定位置方式）等により床上で運転し、かつ、運転する者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（床上操作式・無線操作式は含まれないもの）で吊上げ荷重が5 t以上のものについては床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許の資格のある者でなければなりません。

玉掛け作業について

0.5トン以上1トン未満のクレーンを使用して、玉掛け作業をする場合には、玉掛けの業務に係る特別の教育を受けたものでなければ作業ができません。

また、1トン以上のクレーンを使用して、玉掛け作業をする場合には、玉掛け技能講習を修了した者でなければ作業ができません。受講については、所轄の基準局にお問合せください。（クレーン則第221条，第222条）

過負荷を防止する為の装置

次のジブクレーンは、過負荷を防止するための装置（キトーオーバロードリミッタ，キトーロードベルが該当する。）を備えていなければなりません。

- (1) つり上げ荷重が0.5トン～3トン未満のジブクレーン
- (2) ジブの傾斜角及び長さが一定であるジブクレーン
- (3) 定格荷重が変わることのないジブクレーン

ただし、ジブの傾斜角及び長さが、一定でないジブクレーンでつり上げ荷重が3トン以上のものについては、過負荷防止装置（トルクリミッタの機能を有し、所要の検定に合格したもの：キトー

では製作していない。)を備えていなければなりません。
(クレーン則第17条, クレーン構造規格第27条)

〔定期点検の実施及び保守〕

「クレーン等安全規則」では、使用者は設置クレーンについて

- 日常の点検
- 月例の点検
- 年次の点検及び試験

の実施と保守が規定されており、さらに、その点検記録を3年間保存するように定められております。ただし、日常の点検は除く。
(クレーン則第34・35・36・37・38・39条)キトーでは、これら管理のご参考のため、パンフレット「定期点検マニュアル」を準備してあります。ご希望の方は、最寄りのキトーへご請求ください。

日常の点検

作業を始める前に、次の項目について、点検を行わなければなりません。

- 過巻防止装置・ブレーキ・クラッチ及びコントローラの機能
- レールの状態・ロードチェーンの状態

月例の点検

1か月をこえない一定の期間ごとに、次の項目について行わなければなりません。

- 日常の点検と同じ項目、及びフック・グラブバケットなどのつり具の損傷

配線・集電装置・配電盤・開閉器

ただし、1か月以上も使用していない場合には、その使用していない期間について、点検を行う必要がありませんが再使用する前に月例の点検を行わなければなりません。

年次の点検及び試験

クレーン検査証の交付を受けた後，1年をこえない一定の期間ごとに，次の項目について行わなければなりません。

○各部分の異常の有無についての点検

○荷重試験

ただし，発電所・変電所などで荷重試験を行うことが，いちぢるしく困難な場所に設置されており，労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたものについては免除されます。

点検及び試験の記録

使用者は，月例の点検・年次の点検，及び試験の結果を記録して，これを3年間保存しなければなりません。

〔申請書の記入要領〕

クレーン設置届申請書，クレーン明細書，落成検査申請書を各1部添付してあります。ご記入後，複写されてご用意ください。

1. クレーン設置届

- (1) 種類及び形式 例：ホイスト式天井クレーン
ホイスト式橋形クレーン
- (2) つり上げ荷重 キトーエクセル電気チェーンブロック(ER形，ER2形) 標準仕様品をご使用の場合は，次頁表よりご記入下さい。

2. クレーン明細書

- (1) 安全装置の種類及び装置 許可申請用書類をご要求いただきますと，過巻防止説明書をご提出致します。「過巻防止装置・詳細は別紙のとおり」とご記入ください。
- (2) ワイヤロープ構成 チェーンの線径×ピッチ×巾，掛数を次頁表よりご記入ください。横行用とは，ギヤードトロリを使用した場合でテクサリの線径×ピッチ×巾をご記入ください。
- (3) ブレーキの種類性能及び用途 説明書をキトーよりご提出致しますので，ブレーキの名称と，「詳細は別紙のとおり」とご記入ください。
- (4) ドラム及びシーブ ロードシーブ，アイドルシーブのピッチ円直径（P. C. D.）を次頁表よりご記入ください。
- (5) つり具及びその重量 標準仕様フックをご使用の場合，次頁表よりご記入ください。

キトーエクセル 電気チェンブロック(ER形)標準仕様品

種類 (呼び) (t)	3	4.8	5	7.5	10	15	20
つり上げ荷重(t)	3.005	4.814	5.014	7.532	10.040	15.08	20.105
チェーン	形状 (mm)	※1	※2				
	掛数	1	2	3	4	6	8
横行用 (mm)	φ 5×25×18.5						
ロードシープ ピッチ円直径(mm)	97.2	87.1					
アイドルシープ ピッチ円直径(mm)	—	109					
フック重量(t)	0.005	0.014	0.032	0.040	0.08	0.105	

※1 φ 12.5^{±0.25}/_{0.75} × 38^{+0.73} × 44以下

※2 φ 11.2^{±0.22}/_{0.67} × 34^{+0.66} × 39以下

キトーエクセル 電気チェンブロック(ER2形)標準仕様品

種類 (呼び) (t)	3	4.8	5	7.5	10	15	20
つり上げ荷重(t)	3.005	4.814	5.014	7.532	10.045	15.087	20.112
チェーン	形状 (mm)	※1	※2				
	掛数	2	2	3	4	6	8
横行用 (mm)	φ 5×25×18.5						
ロードシープ ピッチ円直径(mm)	91	99.8					
アイドルシープ ピッチ円直径(mm)	91	99.8					
フック重量(t)	0.008	0.014	0.032	0.045	0.087	0.112	

※1 φ 10.2±0.4 × 28.4^{+0.56} × 35.7以下

※2 φ 11.2±0.4 × 31.2^{+0.61} × 39以下

(6) 備考欄 クレーン明細書作成時に「荷重を受ける回数」、「つり上げ装置等の使用時間」、「区分」を明細書の備考欄に記入して下さい。

キトーホイストの標準機種については、下記の通り対応して下さい。

・「荷重を受ける回数」:

1時間あたりの使用回数×1日の稼働時間×1年間の稼働日数×10年

・「つり上げ装置等の使用時間」および「区分」:

キトーのER形電気チェーンブロック2.5t以上及びER2形電気チェーンブロック2t以上は等級「B」となっていますので下表の組み合わせの中からお客様の条件に合う「B」に対応した数値をお選び下さい。

つり上げ装置等の使用時間 区分	800時間未満	800時間以上 1600時間未満	1600時間以上 3200時間未満	3200時間以上 6300時間未満	6300時間以上 12500時間未満	12500時間以上 25000時間未満	25000時間以上
常態として定格荷重の50%未満の荷重の荷をつるクレーン	A	A	A	B	C	D	E
常態として定格荷重の50%以上63%未満の荷重の荷をつるクレーン	A	A	B	C	D	E	F
常態として定格荷重の63%以上80%未満の荷重の荷をつるクレーン	A	B	C	D	E	F	F
常態として定格荷重の80%以上の荷重の荷をつるクレーン	B	C	D	E	F	F	F

クレーン設置届

様式第2号

事業の種類			
事業の名称	電話 ()		
事業の所在地			
設置地			
種類及び型式		つり上げ荷重	t
製造許可年月日及び番号	平成	年	月 日 第 号 ()
設置工事を行う者の名称 及び所在地	電話 ()		
設置工事落成予定年月日	平成	年	月 日

平成 年 月 日

事業者 職氏名

Ⓜ

労働基準監督署長殿

<備考>

- 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入すること。
- 「製造許可年月日及び番号」の欄の（ ）内には、すでに製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を注記すること。

() 落成検査申請書

様式第4号

種類及び型式		つり上げ荷重 又は積載荷重	t			
設置地						
設置届提出年月日	平成	年	月	日	第	号
受検希望日	平成	年	月	日	参考事項	

平成 年 月 日

収 入
印 紙

申請者 住 所
氏 名

印

労働基準監督署長殿

<備 考>

1. 表題の () 内には、クレーン、デリック、エレベータ、簡易リフト又は建設用リフトの別を記入すること。
2. 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
3. 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

クレーン明細書

※検査証 第 _____ 号 ※製造許可 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号
 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付 設置届 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号

様式第3号

(備考) 3 2 1 ※事業の種類、設置地、設置者、構造、製造、原動機、安全装置の性能、備考欄に○印を附したときは、その下の()内に
 つり具及びその重量の欄は、該当する事項に○印を附し、重量をその右()の内に記入すること。その他に○印を附したときは、その下の()内に
 つり具の名称を記入すること。備考欄には、特殊な材料を使用すること、つりチェーンを使用すること、その他参考となる事項を記入すること。

※事業の種類	種類及び型式										つり上げ荷重				t												
設置地	電話 ()										定	主	作業半径	m	m	m	m	m	m								
													荷重	t						t	t	t	t				
設置者											荷	補	作業半径	m	m	m	m	m	m								
													荷重	t	t	t	t	t									
構	スパン				m	格	定	格	巻上げ	横行		走行		旋回													
	クレーンガーダの長さ				m				主	m/s		m/s		rad/s													
	ジブの長さ				m				補	m/s																	
	揚程				m				構成	直径			用途	直径													
	クレーンガーダの高さ				m				巻上げ用	主	下記の通り		mm		ドラム及びシーブ												
造	シブの傾斜角の範囲	度 ~ 度			チ	カ	エ	ア	ロ	ウ	補	起伏用	mm														
		旋回限度	度									横行用	mm														
	最大作業径半	m										メインロープ	mm														
原動機	種類				ン	プ	レ	イ	ロ	ウ	補	レールロープ	mm														
	定格出力	kw	kw	kw								ワイロープ又は緊張用	mm														
	用途																										
安全装置の性能											ブ	レ	イ	キ	の	種	類	用	性	能	途	つり具及びその重量	フック (t)	リフマ (t)	グラブケット (t)	その他 () (t)	() (t)
製造者及び製造年月日											平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日製造										() (t)						
備考	チェーン 線径: _____ mm, 本掛, ピッチ: _____ mm, 巾: _____ mm つり上げ装置 荷重を受ける回数: _____ 回, つり上げ装置等の使用時間: _____ 時間, 区分: _____																										

労働基準局監督署許可申請用書類申込み

許可申請用書類ご希望の向きは本解説書ご参照のうえ本用紙に
下記事項を記入して、最寄りのキトーへお申出願います。

貴社記入欄	ご依頼日	年	月	日	ご要求部数	部	
	貴社名						
	ご住所						
	電話				ご担当名		
	申請の種類	共同製造・設置届・変更届					
	クレーンの種類	天井クレーン・橋形クレーン・ジブクレーン テルハ(モノレール)・簡易リフト					
	クレーンに懸垂される チェーンブロックについて	お買い上げ店名	店名			電話	
			住所				
		種類	ERSP・ERSG・ERM ER2SP・ER2SG・ER2M				
		機体No.もしくはお買い上げ時期			機体No.	年	月
種類(呼び)		t	揚程	m	ビーム巾	mm	
巻上げ速度		m/min		クサリ	(1)キトー標準バケット		
横行速度		m/min		バケット	(2)キトー鋼製バケット		
給電方式		(1)コレクター式 (2)ケーブル式	操作方式	(1)ヒキヒモ式 (2)押しボタン式 (点)			
備考							
キトー記入欄	営業	受付 No.					
	備考	担当部署					
	備考						